

第六十八回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第 二 号

昭和四十七年三月十日(金曜日)

午前十一時五十一分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 加藤 陽三君

理事 坂村 吉正君

理事 大出 俊君

理事 和田 耕作君

理事 阿部 文男君

理事 辻 寛一君

理事 湊 徹郎君

理事 横路 孝弘君

出席國務大臣

國務大臣 山 中 貞則君

(總理府總務長官)

出席政府委員

總理府總務副長 砂田 重民君

官 防衛政務次官 野呂 恭一君

防衛施設庁長官 島田 豊君

防衛施設庁長官 長坂 強君

防衛施設庁長官 安齊 正邦君

防衛施設庁長官 岡部 秀一君

防衛施設庁長官 岡田 純夫君

防衛施設庁長官 田辺 博通君

防衛施設庁長官 吉野 文六君

防衛施設庁長官 本田 敬信君

防衛施設庁長官 室長

防衛施設庁長官

防衛施設庁長官

防衛施設庁長官

防衛施設庁長官

防衛施設庁長官

防衛施設庁長官

防衛施設庁長官

防衛施設庁長官

防衛施設庁長官

防衛施設庁長官

防衛施設庁長官

防衛施設庁長官

辭任

土井たか子君

横路 孝弘君

松本 善明君

同日

辭任

桶 兼次郎君

細谷 治嘉君

東中 光雄君

桶 兼次郎君

横路 孝弘君

松本 善明君

桶 兼次郎君

細谷 治嘉君

東中 光雄君

桶 兼次郎君

横路 孝弘君

松本 善明君

桶 兼次郎君

細谷 治嘉君

東中 光雄君

桶 兼次郎君

横路 孝弘君

松本 善明君

桶 兼次郎君

細谷 治嘉君

東中 光雄君

桶 兼次郎君

横路 孝弘君

松本 善明君

桶 兼次郎君

細谷 治嘉君

東中 光雄君

桶 兼次郎君

横路 孝弘君

松本 善明君

桶 兼次郎君

細谷 治嘉君

東中 光雄君

補欠選任

桶 兼次郎君

細谷 治嘉君

東中 光雄君

同日

辭任

桶 兼次郎君

細谷 治嘉君

東中 光雄君

桶 兼次郎君

横路 孝弘君

松本 善明君

桶 兼次郎君

細谷 治嘉君

東中 光雄君

桶 兼次郎君

横路 孝弘君

松本 善明君

桶 兼次郎君

細谷 治嘉君

東中 光雄君

桶 兼次郎君

横路 孝弘君

松本 善明君

桶 兼次郎君

細谷 治嘉君

東中 光雄君

桶 兼次郎君

横路 孝弘君

松本 善明君

桶 兼次郎君

細谷 治嘉君

東中 光雄君

桶 兼次郎君

横路 孝弘君

松本 善明君

桶 兼次郎君

細谷 治嘉君

東中 光雄君

本日の会議に付した案件
沖繩開発庁設置法案(内閣提出、第六十七回国
会開法第五号)
沖繩の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特別
措置等に関する法律案(内閣提出、第六十七回
国会開法第七号)

○伊能委員長 これより会議を開きます。

沖繩開発庁設置法案及び沖繩の復興に伴う防衛
庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律案の
両案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出があり
ますので、順次これを許します。上原康助君。

○上原委員 すでに政府御当局も御承知のことだ
と思ひますが、五月十五日の施政権返還日が近づ
くにつれて、沖繩の現地の現状というのは、いろ
いろと複雑不安というものが、むしろ深まりある
いは高まっている現状であります。特に、県民生
活と密接にかかわり合っており、通貨の問題、

あるいは復興後の労働、企業の安定等をめぐつ
て、労使間が鋭く通貨闘争で対立せざるを得な
い、きわめて憂慮すべき実情にあると言つても過
言ではないと思ひます。

そこで、政府はかねがね、県民に喜んでもらふ

復興というものを實現をしたいということ、い
ろいろと御努力をいただいておられるという点は敬意
を表したいし、また理解する面もあるわけですが、

米軍支配下に置かれて今日まで、沖繩県民が好ん
でドル通貨を使用したものではなくして、日米両
政府の政策によつて通貨というものをドルにせし
められた。その政策から派生し、さらに昨年の国
際通貨の変動相場制移行、ひいては円切り上げと
ういふような経緯がありまして、通貨問題で県民の
日常生活、さらには沖繩経済全体がたいへんな困
難、損失を受けている現状であります。そういう
ことについては、昨日の総務長官の御発言の中に
も指摘をされておりますが、ここで私はきょう

は、まず通貨問題について、政府がこれまでい
ろいろの処置をとられたことは一応理解をした前提の
上で質問したいわけですが、まず、もう今月
十五日の協定批准書の交換というものが差し迫つ
ているという段階で、沖繩の通貨問題について、ど
う具体的に県民のいまの不安というものを解消し
ていく、あるいは解決していくための策を検討さ
れているのか、その面からまずお伺いをいたした
いと思ひます。

○山中国務大臣 通貨問題は、本来大蔵省の専管
事項であり、それをまた決定する権限も大蔵省に
あるのであります。しかし、国際通貨調整の中
における円の変動相場制並びに切り上げというも
のに伴つて、沖繩県民のみが受けておる、私がき
のう申し上げました、本土の人たちには想像もで
きない復興直前の苦難というものは、一義的に私
が閣僚としては沖繩県民の立場に立つて行動しな
ければならぬ責任があると思ひます。したがつ
て、サンクレメンテ会議においても、その旨直接
総理にもお願いをし、また外務、大蔵それぞれ、
アメリカに対して沖繩の現地の要望が聞き入れら
れるような措置について、外交折衝の糸口を切つ

てもらいました。

その後の経過は、あるいは大蔵あたりにお聞き
いただいてもいいと思ひますが、私の立場で言え
る範囲のことを申し上げますと、前田審議官をワ
シントンに派遣をして、そして具体的な折衝に
入つたわけでありまして、その結果、米側として
も、いままでとつておりました、施政権のものに
おける通貨というものは、これは表裏一体のもの
であるといふような意味の言い方をやめてきてお
ります。したがつて、具体的な手段はどういうふ
うにやるのか、あるいはそのためのメリットは何
があるのかという問題に、具体的な検討に入つて
まいりましたから、その意味においては、情勢の
変化が大いにあると受け取つてよろしいかと思ひ
ます。

この問題については、いわゆる日米双方に問題
のつかみ方の違いがあります。アメリカ側として
は、どうせ復興の時点において交換する通貨とい
うものを、直前という時期にも差しかかれました
から、そういう一、二カ月の間に円を通用せしめ
ることによつて何のメリットがあるんだ。ある
はまた、それによつて当然、われわれの施政権下
における権限としての布令の改正を行なうための
了解を事前に求めてきたわけであるから、アメリ
カ人の所有するドルも当然交換の対象に今回はす
べきであつて、先般の抜き打ち的なドル・チェッ
クのようなことはできない。あるいはまたアメリ
カは、御承知のように非常にドルが流出して困
ておりますけれども、反面、日本の上のようなきび
い為替管理法をとつておりませんので、アメリカ
の法律の中の一環としての布令第一四号にかわる
新しい、そういう局地的なドルに対する通貨の、
日本の本土と全く同じきびしい条件の為替管理法
をアメリカの責任において設定せられるという
ことについて相当な見解の開きがありますし、か

委員の異動
三月十日

委員外の出席者
内閣委員会調査
室長 本田 敬信君

りに琉球政府が本土の法律と同じ為替管理法を採用したとしても、それに対して米側は拘束されない、少なくとも施政権のあるうち自分たちは拘束されたいんだという、そういう考え方が具体的にあるわけであります。

一方、今度はわれわれのほうの側の立場としては、十月九日のドル・チェックをいたしました。その予算計上額は二百六十億でありましたけれども、実勢レートで差額を払います場合は、おそらくこれよりさらにふえて三百億に近くなると思いますが、そういうものを一方においては準備をいたしております。それは現在沖縄に通用してドルとほぼ同じ円換算の金が現地に渡るといふ感じの金額に匹敵するわけでありまして、これを理論上も実際上も、やはり新しく三百六十円かえるとするならば、すなわち、沖縄側の希望、全般的な人たちの希望である三百六十円かえるといふことであれば、その十月九日のドル・チェックというものを御破算にしなければならぬ。しかし、これはまあ政府内部の話でありまして、三百六十円というレートは切り上げの日以後において存在をしないのであるから、それを根拠にやることについての可否の論争が根本的にあります。かりにそれを、沖縄の人たちには何ら関係のないことでやられたのであるから、これを三百六十円とみなしてやろうといった場合にでも、そこにやはりあらためて十月九日のチェックを御破算にしない限りは成り立たないという問題があります。

しかし政治的には、十月九日のチェック後に、いわゆる自分たちの権利として、手持ちの通貨並びに通貨性資産を確認してもらっておる人たちに、その通貨をその金額だけ——あるいはそれ以上持つておる人は問題ないでありまして、それが換物あるいはその他の方法によって別な流通の形態に変わって、手持ちの形態はおそらく大きく変わっているであろう。それについては、琉球政府も御破算にすることとは政治的にできないということで、いわゆる通貨、金融上

の理論的な問題と現実の処理における政治的な問題とが大きな問題として依然未解決のままに残っております。

しかし、しからば三百八円で交換するとなれば、沖縄の人たちの希望は、いわゆる三百六十円という、理論的には現在問題がちょっと違うわけでありまして、そういう素朴な当然の御要求に対して沿えないことになる。ましてや現在は、ドルの下限に近い、円の上限に近い三百一円合に落ち込んでおる。そのドルの価値というものを考えますと、その実勢相場でかえるといふことになりまして、いよいよ三百八円というものもこれは存在しないということになるわけでありまして、そこらの実勢上微妙な問題としての検討を私たちとしてもしなければなりませんし、また、それをかりに三百八円で沖縄の方々も了解を願うということをやったにしても、実勢相場と円高の趨勢が続く限りは、その間において為替管理法が適用されない地域であれば、金額はドルについてわずかに七、八円の差でありまして、これを制限する手段がなければ、相当大量のものを交換するとなれば、それは利ざやというものが投機的な価値を生むだけの金額に達することは可能なのでありますから、それらの問題点を虚構にかいに日米双方で詰めておられますけれども、具体的な問題として詰めておられますけれども、今日の時点において、三百六十円を復帰前に交換が、再度、ドル・チェックの十月九日の措置もそのままにしておいて、いわば大部分は二重になることを承知の上でやれるかといえ、その点は私もきわめて困難であると思ひますし、琉球政府としても、その措置については現実的にも理論的にも困難であることは一応認めてもらっておる次第であります。

○上原委員 ちよつと議論を進める上で一点簡単にお伺いしておきたいのですが、昨年十月九日の通貨及び通貨性資産の切りかえ対策措置ということでドルをチェックしたわけですが、かりに現時点でドル対三百六十円で切りかえとなると、

それを御破算にしなければいけないという理由はどう少し……。

○山中国務大臣 先ほどもちよつと触れたつもりであります。現在の琉球圏内において、いわゆるドルの琉球の範囲内における通用の実態というものを考えますと、その後純粋に増加した部分があると思ひます。すなわち、軍の受け取り、あるいは軍雇用の賃金、あるいは円以外の地域のドルに關する貿易の琉球側から見てのプラスになってあらわれた面、これらの面は確かにあると思ひます。しかし、全体の通貨及び通貨性資産に与えるウェイトというものは、比率は、おそらく百分の五以内であろうと考えますと、大部分は十月九日にチェックされたドルがそのまま流通しておると見なければなりません。したがって、それをやりますと、十月九日にドル三百六十円の保障をしておいて、さらに一回やる場合において、少なくとも九五％のものは二度三百六十円との差額の支給を権利として持つということになります。これが対人関係において、同じ一万ドル持つていた人がその後の自分の所得の向上によって一万一千ドル持つていたというよりなことであればよろしいのですけれども、それはおそらく通貨としてはチェック後は転々流通をいたしますから、先ほど私が申しましたのは、自分はいち一万ドルチェックしてもらった、したがって円高になればなるほど差額がよけいもらえるということにも結果はなるわけでありまして、この際、土地にかえておこうとか、あるいは金を買っておこうということも、現実にはあると思ひます。しかしその通貨は依然として、その人の手から離れても沖縄県民の間をやはり回っている、あるいは沖縄県に居住するアメリカ人を主とする第三国の人たちの間を回っている。琉球経済圏の中で回っていることは間違いないと私は思ひます。これは理論的には、現実的にその点を考えますと、二重にやることはなかなかむずかしいことであるということをお先ほど申ししたわけでありまして。

○上原委員 この通貨問題、たいへん複雑で困難

な面があるというところは理解いたしますけれども、当初から沖縄側の要求というのは、ドル対三百六十円、いわゆる円切り上げが実施されない以前に切りかえなさい、通貨を円通貨にしないというところが、これはもう県民一致した要求だと思ひます。いまさら蒸し返してもということになるかもしれませんが、結局そのことをなさなかつたがために、今日の混乱というものが出てきている。

さらに私がここで一点疑問なのは、確かに政府としても、万全の対策であるドル三百六十円というものがいろいろな事情でできなかった。そういうことで、昨年十月九日時点でドルをチェックしたわけですが、その場合にやはり琉球政府に特別立法されているわけですね。ある意味じゃその方法そのものが、いま長官のおっしゃる通りに、政治的な面、あるいは当時ドルをチェックをした方々に対して拘束力になる面があつて、かえってドル対三百六十円で切りかえ困難性というものがむしろ出てきたのじゃないかという気がするので、そこいらのいきさつは一体どうなんでしょうか。

○山中国務大臣 これはドル・チェックは極秘裏に抜き打ちに可能なことでありました。それには細心の、かつ極秘の準備が進められたわけでありまして、円と現実に通貨を交換するとなりますと、全然極秘ではできない。四百五十億円か五百億円のコインも含めた日本円を運ぶわけでありまして、現在の海上自衛隊の持つておりますLSST二隻をフルに動かさなければならぬほどの量であります。そうしてまた、現実においては、やはり交換のために陸揚げして日銀の相当な大規模な金庫に納めなければなりませんし、また交換したドルもその金庫の中に納めなければなりません。したがって、その輸送についても、あるいは交換業務についても、これは秘密を保てない。現実には、施政権の境界線を日本の船が通るときに、アメリカ側の海空の許可なしでこれは突破することは、現時点においては私は不可能だと思ひますし、かり

にそういうものをやろうとしても、やはり昨年の十月の時点においてはその準備も整っておりませんし、日銀の倉庫の建設も、金庫の建設もまだ緒についたばかりでありますし、また公然とやらざるを得ない交換業務に対して、アメリカ側がそれを事前に知った場合に、自分たちのものもかえろ。あるいは為替管理法をつくらないものもかえろ。あるいは、その後の投機は、円切り上げに追い込まれたように、相当おそれるべき額が沖繩において無制限に円とドルが交換されていき続けたであろうということが想像されます。したがって、今回の円の交換というものは、復歸前にやる場合であつても、これは公然とアメリカとの間の交渉である。そしてアメリカの了承を得た公然たる交換業務としての行為が行なわれることに結果はならざるを得ません。したがって、昨年の十月九日は、それを避けるための全く苦肉の策として、米側から二回にわたる口頭と文書の抗議を受けたわけでありましたけれども、それを承知の上で、外交的なトラブルを承知の上で、沖繩民を復歸直前に見殺しにできないということまで必死の思いでやったことでもあります。したがって完全であるとは思いませんが、改善の策としての成功を一応おさめたと思つております。

○上原委員 私がお伺いしていることは、琉球政府が、このドル・チェックと同時に通貨及び通貨性資産の確認に関する緊急臨時措置法というものを立法しているわけですね。これは本土政府からの指導、助言もかなりあつたというのを聞いています。私は、この法律を立法化せぬで行政指導でやつておつたほうが、先ほど長官が具体的に説明したいろいろなことを処理するにはむしろよかつたんじゃないか。なぜあえて立法化をやれという指導、助言を本土政府がやつたかというところに一つの疑惑を持つ。その点はどうなんですかということなんです。これからの議論を進める意味で。

○山中国務大臣 それはどのような疑惑なのかわかりませんが、法律行為でなければ、沖繩のアメリカ系の二銀行を含める金融機関まで一切を拘束するようない行為を、琉球政府が議会で法律の根拠なしに行ない得るとは考へておりませんし、また琉球政府としても、法律の必要なことを主張したておつたわけでもございませんから、それについて、どのような法律ならばそれが万全であるかについてよく相談をいたしました。したがって、そのチェックの業務に携わりました銀行の諸君は、その行為に関する限りは、改ざんしてはいけません。とか、その他の公務員の立場としての責任も復歸まで負うということに法律でなつておるわけであります。そういう措置をしなければやはりこれは不可能であつたと思へます。

○上原委員 この点はあとで申し上げますが、一言付言しておきますと、こういう特別立法をさせたことによつて、通貨問題から起きるいろいろな混乱なり損失というものを、むしろ琉球政府に責任があるかのような印象を与えているわけですね、現実的に。特別立法せずして行政的な指導、助言でも十分できおつたと思ふのです。そのことを申し上げたいわけなんです。ですから、いまだに御破算にしたいということになりますと、将来の問題として、この法律に基づいて登録した人が不利

益を受けるという場合が出てくる。だからますます一ドル対三百六十円の切りかえというところは復歸の段階までできない情勢をつくり上げたんじゃないかと私は思ふのです。その点を指摘したいわけなんです。

○山中国務大臣 そういふふうに御解釈なさるのも、それは御自由ですけれども、しかし復歸前にも、しかも変動相場に移った瞬間に、これはあぶない、沖繩の人たちが犠牲を受けるおそれがあるというのを考へて最大限の努力をしたのがドル・チェックであつて、法律なしでその行為をやつておけばよかつたと言われましますけれども、しかし法律なしでは、おそらく琉球政府も完へきなそういう交換チェック事務というものはできなかったらう。あの法律をつくつてもなおかつ最終まで大蔵省と予算でござつたものでは、コイン、これは明らかにチェックしてスタンプが押してないから、したがって、ぐるぐる銀行閉鎖まで回された形跡があるということ、大蔵省は絶対認めないという態度もつておつたぐらいであります。これは幸ひ目こぼしをするということ考へますと、法律の根拠なしにやるといふことを、私ども本土政府が、現在の施政権下の琉球政府の行政の中に本土政府の法律の権限をもつて押し込むことは、これはできないことでもあります。し、現実としてむずかしい問題でありますから、やる意思はあつてもできない。したがって、琉球政府に責任をかぶせる気などはいまでも毛頭ありません。琉球政府に加勢をしてもらわれない限りはできないということ、琉球政府に加勢をしてもらつて一身同様の作業をやつたというだけでありまして、その点誤解のないようお願いしたいと思います。

○上原委員 また後ほど、琉政に対して対策庁が出した文書等を比較しながら議論をいたしますけれども、とにかく通貨問題から起きた混乱なり責任というものを、私は、むしろ本土政府の政策変更によつて起きた問題なんだから、本土政府があくまで全般的に責任を負うという立場での——いま長官が説明する点は理解はするにしても、非常に問題がこんがらかつてきている。そのことをまず指摘しておきたいわけなんです。

そこで、そういう特別な対策をとつた、あるいは生活必需品物価安定資金の措置等もおとりになつた。さらにまた、昨日の説明にもありましたように、中小企業に対する特別措置としての産業開発資金等への追加融資等、副次的な面では政府としてできる限りといひますか、でき得る措置をとつてきているわけなんです。それは現実的にそういう措置をとつたにしても、物価の問題なり、現に一ドル対三百六十円の旧レートでかえるという県民の要求というものは解決を見ていない。もうこの段階までくると、やはり通貨問題は最後まで秘密を保たなければいけない、極秘にしなければいけないという常識的な面はわかるにしても、昨年八月以降今日まで受けている県民のそういう生活の上の不安、いろいろな面の損失というものを、もうそろそろ根本的に解決をする手というものを打つべきじゃないかということなんです。きのうの長官の発言を見ても非常に懸念するわけなんです。復歸の日前における外国為替の売買相場の動向を勘案して、あくまでも五月の十五日前後とすることをめどに通貨というものを切りかえていくんだ、そういうお立場で本土政府は沖繩の通貨問題というものを考へていっているわけですか。

○山中国務大臣 これは法律でそのようになっておるわけでありまして。これは成立した法律でありますから……。しかしながらそれは、復歸の日において交換する際に、そういう法律の定めがあるわけでありまして、復歸の日以前に施政権者たる米國との間に話がつけば、その交換をする日の以前、決定をする日の以前、その交換をする日の勢レートをもつて閣議の承認を得た大蔵大臣の定めるレートということにならざるを得ないと考へます。

○上原委員 では、復歸前にもアメリカ側は合意に達するならばできるといういまの御答弁です

○山中国務大臣 それは、復歸前にやる場合であつても、これは公然とアメリカとの間の交渉である。そしてアメリカの了承を得た公然たる交換業務としての行為が行なわれることに結果はならざるを得ません。したがって、昨年の十月九日は、それを避けるための全く苦肉の策として、米側から二回にわたる口頭と文書の抗議を受けたわけでありましたけれども、それを承知の上で、外交的なトラブルを承知の上で、沖繩民を復歸直前に見殺しにできないということまで必死の思いでやったことでもあります。したがって完全であるとは思いませんが、改善の策としての成功を一応おさめたと思つております。

○上原委員 この点はあとで申し上げますが、一言付言しておきますと、こういう特別立法をさせたことによつて、通貨問題から起きるいろいろな混乱なり損失というものを、むしろ琉球政府に責任があるかのような印象を与えているわけですね、現実的に。特別立法せずして行政的な指導、助言でも十分できおつたと思ふのです。そのことを申し上げたいわけなんです。ですから、いまだに御破算にしたいということになりますと、将来の問題として、この法律に基づいて登録した人が不利

○上原委員 また後ほど、琉政に対して対策庁が出した文書等を比較しながら議論をいたしますけれども、とにかく通貨問題から起きた混乱なり責任というものを、私は、むしろ本土政府の政策変更によつて起きた問題なんだから、本土政府があくまで全般的に責任を負うという立場での——いま長官が説明する点は理解はするにしても、非常に問題がこんがらかつてきている。そのことをまず指摘しておきたいわけなんです。

そこで、そういう特別な対策をとつた、あるいは生活必需品物価安定資金の措置等もおとりになつた。さらにまた、昨日の説明にもありましたように、中小企業に対する特別措置としての産業開発資金等への追加融資等、副次的な面では政府としてできる限りといひますか、でき得る措置をとつてきているわけなんです。それは現実的にそういう措置をとつたにしても、物価の問題なり、現に一ドル対三百六十円の旧レートでかえるという県民の要求というものは解決を見ていない。もうこの段階までくると、やはり通貨問題は最後まで秘密を保たなければいけない、極秘にしなければいけないという常識的な面はわかるにしても、昨年八月以降今日まで受けている県民のそういう生活の上の不安、いろいろな面の損失というものを、もうそろそろ根本的に解決をする手というものを打つべきじゃないかということなんです。きのうの長官の発言を見ても非常に懸念するわけなんです。復歸の日前における外国為替の売買相場の動向を勘案して、あくまでも五月の十五日前後とすることをめどに通貨というものを切りかえていくんだ、そういうお立場で本土政府は沖繩の通貨問題というものを考へていっているわけですか。

か。

○山中国務大臣 これは冒頭に答弁いたしましたように、その合意に達するについては、アメリカ側の意見と調整しなければならぬ点があるというところは申し上げました。日米間の問題で、アメリカ側の問題、それから本土のほうの立場として、現在のチェックされたあとの沖繩のドルについての交換の業務の実態との問題、こういう問題を詰めたければならない。もしこれが完全に合意して、アメリカもそれを認め、そうしてアメリカの手によって、あるいは琉球政府のつくる法律にアメリカ人も従うということ等になりましたならば、私は実行は可能であると思うのです。しかしその際にも、アメリカ人を含めて、沖縄県民以外の、日本人以外の者の持っているドルを交換しないという手段は、アメリカ側の予解を取りつける上において、復讐前に、すなわち施政権のあるうちには不可能であろうという観測は間違いないと思うのです。

○上原委員 先ほどの通貨確認の時点で、長官は二回にわたってアメリカ側から抗議を受けた、文書及び口頭ですか、どんな抗議を受けたのが聞いておきたいのです。

○山中国務大臣 この点は秘密事項となっておりますものを私がしゃべってしまったわけですが、第一回は口頭、第二回は文書であります。その内容は御説明いたしかねます。

○上原委員 そういふことじゃ困るんですよ。これはあとで議論いたします。

外務省お見えになっていますが、いま復讐まであと二カ月そこそこなんです、どうも何やかんや言っている間にもう二カ月になるんだという姿勢でこれまで来ていると思うんです、事通貨問題に關して。したがって、いま大臣は、復讐前にも日米両政府で合意に達するならば、通貨の切りかえというの不可能ではない。もちろんアメリカ側のいろいろな条件なり言分もあるということなんです、ほんとに外務省として、この通貨の切りかえということにどう取組んでおられるのか。

か。ちょっと外務省の立場というものを聞かせていただきたいと思います。

○吉野政府委員 お答えいたします。

先ほど山長官が申し上げましたとおり、この通貨問題は、日米双方で調整しなければならぬ事態がいろいろあるわけでありまして。そして、この米側に關する限りは、外務省が一応窓口となつて、アメリカ側と交渉しておりますが、やはり事の性質上これは通貨問題でございますから、大蔵省が実態面を把握しておるわけでございます。したがって、先ほどお話しにも出ましたとおり、大蔵省の前田審議官がこのためにわざわざワシントンに出張いたしまして、細目につきましていろいろ詰めてきた次第でございます。そしてこの交渉はまだいまだに行なつておるわけでございます。それが現在の実態でございます。

○上原委員 昨年の八月から今日まで交渉をしていふという御答弁じゃ、ほんとに困るんですよ。皆さん、ほんとに沖繩のいまの現状というものを御理解をいただかないと、とてもじゃないが、本土で受けている印象とは實際は違ふんですよ。私は予算委員会でも山中国務長官の発言を聞いて、どうも日本政府の外務省なりあるいは大蔵省なり、各省庁の考え方に非常な違いがあるのじゃないかという印象を受けるんですよ。この間の長官の発言は、まあ公式の場で言いたかつたというふうなことで、傍聴しておいて聞いたんですが、もつとほんとに親身にこの経済混乱なりあるいは労使の賃金の読みかえ等というものを考えるならば、外交の衝にある外務省として、合意を取りつける努力というものをもう少しなさるべきじゃなからうか。前田審議官を派遣なさつてまだ交渉中というんですが、いつごろ結論が出るんですか。

○吉野政府委員 いま上原先生のおっしゃられたことも、われわれは十分承知しております。現に連日のようにわれわれにも現地からの陳情や訴えがございまして、また、いろいろの意味でいまの沖繩の現状を考えますと、ドルと円の交換問題は

はまことに大きな問題だということ、われわれも非常に認識しているわけでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、この問題には二つの側面があるわけでございます。一つは米側との調整、もう一つはむしろ日本の国内における調整問題でございます。それで、米側との調整につきましては、これは先ほど申し上げましたとおり、大蔵省が主として細目の詰めをする、そしてこの詰めは、ある意味では技術的な問題に尽きるのではないかとわれわれは思つておるわけでございます。すなわち一つの困難としては、たとえば投機ドルの流入をどういふようにして防ぐか、あるいはその管理をどういふようにしてやるか、あるいは現実には円とドルを返還前に交換する場合にどういふような米側ないしはわがほうの仕事の調整を行なうか、こういうような問題だらうと思ひます。このような問題は技術的な面でございますから、全体の問題に比べますと比重はそれほど大きくないのではないかと、こういうふうに考へておるわけでございます。

○上原委員 投機ドルの心配というよりなことを絶えず言つてこられたわけですが、實際はその危険性というのはいくらも多くなつてきていふわけでしょう。御承知のように、もう三百八円という標準価格を割つて、九日の外国為替市場でのドルの相場は一ドル対三百円八十銭。どんどんドルは低下してきている。そういう状況というものを下して上げていくに従つて、むしろ通貨交換というものが困難になる情勢にしかないわけですね。そういう先を読んだ沖繩のいまの要求にこたえというのがやはり政府の姿勢であつてはいいし、またたさうやるべきだと私は思ふのです。

米側との調整の問題あるいは国内の問題というよりなことをおっしゃつたのですが、国内の問題というのはどういふものがあるのですか。施政権の問題との関係ですか。施政権の関係だったらアメリカでせう。国内で調整すべき点というのはどういうことなんです。

○吉野政府委員 われわれ外務省といたしまして

は、この問題が非常に重要なことは十分認識いたしております。そのために米側との接触にいままで努力してきていたわけでございますし、また現に、この直接折衝に当たつておる大蔵省を背後から支持し、協力してきたわけでございます。

国内の問題と申しますのは、これはすでに山長官が申し上げましたとおり、昨年の十月九日でしたか、日本側がいずれにせよ当時のドルをチェックいたしまして、それに関する限りは保障することにしたわけでございます。それ以外の問題につきましては、むしろ実態をこれから詰めていこう、こういうことだらうとわれわれは了解しております。

○上原委員 そこで、大蔵省がお見えになつていないようなんですが、大臣にお尋ねいたします。具体的な面で労働者の賃金読みかえの問題、公務員、公共企業体労働者。あるいは軍関係雇用員、これは若干問題が残つていふわけですが、そういう労働者に対しては、賃金の一ドル対三百六十円読みかえ、旧レートを読みかえというものを實質的にやるということがこれまでしばしば報道されて、また政府も準備を進めていふと伺つていふわけですが、ここであらためて、實質的に保障するんだという表現で絶えず来ておられるのですが、その点についてどう具体的に保障していくのか。

また、實際に申し上げますと、たとえば二百ドルの賃金をもらつていふ労働者は七万二千円という読みかえになるといふことが實質的に保障するといふ意味なのか。七万二千円の賃金になるように何か手当をくつて實質的な保障といふことなのか。きわめて不明確な面があるわけですが、そこらについてひとつ政府のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○山中国務大臣 これは現在ドルで月給をもらつておられる人々、典型的な例として公務員をとるならば、それは、本人の手取りのドルというものが、本土の俸給表に照らして学歴、勤務歴その他

で当てはめを行なうことによつて実質的に保障される。しかし、本土の給与体系ではなおかつ、琉球側の現在の給与、初任給から本土に比べて高いという状態に達しないという部分は、手当を出して補てんをするという事は、前から述べておるとおりであります。したがって、この実質的におつしやいまいしたように、基本線ではそうなると思ひますが、その他許認可料金等、実質の置きかえた新料金の設定等による所得の保障というようなことが行なわれていくことになるという次第でございます。

○上原委員 この間の現地の金融関係あるいは県労働協同盟の諸君の通貨競争によつて、いま大臣がおつしやった許認可料金を一ドル対三百六十円に読みかえることによつて労働者の賃金を保障するという事は、これは全体的な要求ではなかったわけですが、おもにそういう企業に従事をして労働者がそういう要求なり要請を出した。さらに、もう一つは金融関係の件なんです、外貨を沖繩の金融関係に預金をする、預託をするという事で、金融関係労働者の賃金を実質的に三百六十円の読みかえをさせるような措置をとりたい、そういうことで一応おさまったかっこうになっているのですが、金融機関に対する賃金読みかえとの関係で具体的な措置を——まだ私はアクションはとられていないと見ていたわけなんです、とるお考えなのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○山中国務大臣 金融、保険等についてはすでに処置をいたしたわけでありまして。当初外貨あるいは日銀預託等について復帰までに百億くらいという御要望でありましたが、外貨の場合は復帰の時点においてまた別途借りかえをしなければならいせんから、国内になりますので、きわめてむずかしい問題を惹起すると思ひます。その百億円をかりに琉球の銀行、金融機関が預託を受けた場合に、それは何のために預託を受けるのだといへば、公定歩合に根拠を置いた低利の預託である。それに

よつて普通の貸し出し運用することによる利ざやによつて三億四千万を捻出した、こういう計算が前提だったわけですね。

しかしその問題は、一般の庶民金融としては、何ら金利の安いものとして措置されることにはならないわけでありまして、もつぱら金融機関の人たちが労働者の要求にこたへるためのメロッドを出せばいいわけでありまして、そこで、本土においては、すでにことしから、昭和四十七年から千分の十五であつた貸し倒れ準備金繰り入れ率の限度額を千分の十二にいたしましたけれども、沖繩についてはこれを千分の十五のまま一年据え置く。そして、現在の琉球税法によれば千分の十まで非課税繰り入れでありますから、それをあと千分の五非課税で繰り入れることができる、現在その能力があるという事で、現在の課税繰り入れも含めた琉球銀行、沖繩銀行等の実態を見ますと、大体千分の十八・四とあるいは相互銀行でも千分の十四・四というところ、大体千分の十以上は積み立てをしておるわけでありまして、その分が非課税になるわけでありまして、現実にはその能力があつて、しかもすぐに非課税留保になるわけですから、その分だけメロッドが四億圓をこすという事で、大体計算してみてもそのほうがより有利であるという事で、これは経営者も労働組合も納得をして、一応金融関係者は了承されたと思ひます。それによつて労働者の紛争というものは解決を見たと思ひます。

しかし他面においては、一般の庶民大衆の人々、やはり一人一人使つても二人使つても同じ問題にぶつかつておるわけでありまして、どうしてもその手当てが必要であるという事で、産発の十億と大衆金融公庫の七億六千万、しかも一種の生活資金についても、今回はかきねを取つ払つて有利な条件で借り入れるようにする。しかし賃金の値上がりに対する、いわゆるコストプッシュ要因に対して融資でまかなふという事は、これは理論的につながらず。しかしながら、現在の民間金融から借り入れて金を融資を受け

た低利長期の条件のものでも借りかえた際のメロッドということにおいては、それぞれが、その自分たちの雇用している人たちに對して実効三百六十円とみなされる新賃金を復帰の日以後適用することは可能であるということについて、琉球政府の要請をそのまゝ合意して、大蔵の了解をとつて措置をしたということになるわけでありまして。

○上原委員 この通貨問題は、当初の基本的要求であつた一ドル対三百六十円の即時切りかえという事が実現を見ないまま、いろいろな——ことは悪いかもしれませんが、なしくずし的にこの措置がとられてきた。それから漏れる部分が相当あるわけですね。

確かにいま大臣御説明なさる通りに、大衆金融公庫への七億六千万、あるいは産業開発資金としての十億圓ですかの低利融資という面、そのことは若干の効は奏すると思ひますが、問題は、中小零細企業の労働者の賃金読みかえということ、さらに、この通貨の切りかえなり、あるいは円の切り上げによつて起きた経済混乱という中で、地場産業を含めての企業存続の問題とあわせて、中小企業というものは深刻な打撃を受けているわけですね。これは労働者ももちろんですが、企業そのものも。したがつてその対策というものは、いま大臣が御説明なさる十七億、約十八億を追加したというだけでは不十分だとわれわれは見ているわけですね。琉球がどういうことで合意をしたかは深くは聞いてはおりませんが、今後、なしくずし的に、地方公務員なりあるいは大手の民間企業、公共料金というものを読みかえるという条件のもとでの賃金保障というものが出てきたにしましても、九〇%、九五%の中小企業の方々はどろ保護していくかという事にもつと私は着眼をしなければいかぬと思ひます。それに対しては今後どうなさるのか。

本来、きのうの御発言をみても、労使間の問題に政府が直接介入すべきでない、が、しかし、このうこういう措置をとつたということ、私はそれを前提にして話しているわけですが、それだけではとてもじゃないが不十分という気がいたすわけですね。そこでやはり政府の政策なり政治的な配慮というものを加えないと、この通貨問題というものは、まあ大臣もおつしやったように、日の丸組合とか、そういう日の当たる場所だけ手を加えて、あとはもう泣き寝入りをする、あるいは政治的な恩恵を受けないことになる、やはり沖繩経済全般、労使の関係というものが私は解決をしないと思ひます。そこいら辺については今後どうなさろうとするのか。見解を聞きたいと同時に、できるだけ具体的な方針というものを、お考え方というものをこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○山中国務大臣 私もその点を非常におそろひ思ひます。それは、いわゆるお上のやることという意味において、それが理論的にいくはずだと思つてやつてみて、実際に、たとえば宮古、八重山の商店街等も同じ条件下に置かれておるわけですが、単に千ばつ、台風等で農家が壊滅的な打撃を受けたという事にとどまらず、その地区の中小商店街、商工業等についても甚大な壊滅的な打撃を与えておる。これについては、先般十五億の措置をいたしたつもりでありまして、そういうことを考えますと、これを復帰後ほうっておきますと——本土に渡りさすれば、無条件で読みかえも何もしないのあたりまえ、そのときには大蔵大臣のいういわゆる価値の高い円ということも当てはまると思ひますが、無条件でそういう条件の労働報酬が得られるんだということになりますと、沖繩においては、そのまゝ続ければ、いま言われましたように、零細企業は、労働自身本土企業との競争とか、あるいは企業自身が生産品を消費者に転換できない環境の中で、企業の倒産にもつながるし、組合あるいは労働者のほうには、本土に流出をしたほうがよっぽど早く解決するといふ問題にぶつかつて、これは極端に言うならば、沖繩経済再建の計画というものに大きな支障

を来たすおそれがある。その点は私もきわめて心痛しておるところであります。

したがって、復帰いたしましたならば直ちに、本土においてはすでに終わっておつて、現在存在していない中小企業近代化の業種の指定も、過去に指定したものは全部、沖縄の企業については新しく指定をして、近代化促進のための低利長期の融資を行なう。あるいはまた業種によつて構造改善等の計画的な体質の向上を行なうための援助をする。こういうような問題で企業の一つ一つに対して、いままでは、復帰すれば物品税がなくなつて、関税障壁的なものの保護が取つてしまつたので、みそ、しょうゆとかいろいろ議論があつたわけですが、さういふ議論を詰めて、今回、実質上、貸金というものを経営者はよけい支払ふことになる。しかし経営者は、そのまま理論的にも現実的にもダイレクトに自分たちの収入がふえたことにならないという問題。この問題をあらためて、沖縄のことに中小企業のあり方について、本土政府の努力をもう一つ問題点として加えて進めていかなければならぬということを考えております。これは主として通産行政の中で解決をしていってほしいと思つております。すけれども、それらの点が新しい要素として加つたものであると思つております。

○上原委員 この上でいろいろ言つてもなかなかむかし面がありますし、また深刻な問題です。大臣のいま述べられたことは、復帰後といわずに早急に、中小零細企業の労働者の賃金保障あるいは企業存続を含めて、復帰後も経営基盤が成り立つよう積極的かつ効率的な措置というものをぜひおとりになるようにはかかつていただきたいと、強くこの点要望しておきたいと思つております。

あと二、三点お聞きしたいんですが、法人団体あるいは非法人団体の債権債務なり、そういうものは、十月九日段階で非法人の場合は一応はチェックはされているわけですね。チェックしなかつた理由、また一ドル当たり三百六十円の読み

かえといふものから除外していることはどういふことなのか。さらに昨年の十月九日段階で漏れた部分については一体どうなるのか、そこら辺についてお聞かせいただきたいと思つております。

○山中国務大臣 これは漏れた部分という御主張をされる立場の人たちもおられると思つております。これは法人でも平均自己資本比率が二〇%前後であつて、同族法人等できわめていい運営をしておられれば、個人の預貯金と同じような差引き計算をすれば当然赤字になつたはずの人たちは、自分たちはチェックをしておいてもらつたほうがいんだという立場の人とも私はあると思つております。しかしながら、全体としてやはり相当長期にわたつて金額として一瞬に圧縮すれば、これは相当な借り入れ超過であることは間違いない。これはやはり沖縄企業全体に大きく負担をのしかけるものでありますから、その意味においては、これはもう事前に相談をいたしましたと申し上げましたが、十分に両政府の間で合意しておりますし、また一方財団法人的な運用をしておられます人たちの問題、あるいは生命保険の問題、これらが個人の預貯金的なものであるという言い方について、これはやはり貸し出しとして今度は債務を持つておられる人たちもおられます。ですから理論的にも何かがあるとするならば、それはその財団法人なり何なりが、人格なき社団としてその当時持つていた預託その他の手持ちというものがもしあるとすれば、それはやはり問題を議論として提起するかと思つて、しかし、それは一般の会社という意味の法人と財団法人その他の人格なき社団としての法人と、それから一方民間における、ことに沖縄においてわりと普遍的に、ときには企業金融組合が一部まかなつておられると思われる模範の問題、この問題もやはり全部解決しなければならぬことになつております。

しかし模範等については、これはかけた人、もうすでに落とされた人、これから落とす人、それらの間で相互に話し合ひができて、そして運用をされるならば、あるいは運用される人たちだけで、

話し合ひのできるような人たちだけで模範はやつていけるはずでありまして、よく知らないけれどもという人を入れたならば、落とされた人たちに持ち逃げされるわけでありまして、そういうことまで考えますと、やはりこれは債権債務の問題という形で処理するのになじまない問題であるということ、どうしてもやはり個人の手持ちの現金並びに通貨性の資産といふものに限らざるを得なかつたということでありまして。

○上原委員 そうしますと、財団法人の場合、そういう団体のチェックをしなかつたということはいくつかの債権債務の関係があるからということですか。それとも、該当者から一ドル当たり三百六十円の読みかえをやれという要求なり要請なりが出されなかつたから除外をしたということですか。

○山中国務大臣 そういふ意味ではなくて、実際に流通しておりますドル、さらにまたそれらの現金性の資産といふものに範囲を限つたということでありまして、それをたとへば生命保険の場合に、それは個人個人の掛け金をした人たちが、全部掛け金を生命保険会社を通じてそれぞれチェックして差額を払ふべきであつた。しかしそれは生命保険といふものは、掛け金を何年かけていけば何年後にそれに見合う給付が期待されるということにおいて掛け金をかけておるわけでありまして、やはりこれも掛け金を三百六十円とみなせば、給付を三百六十円とみなすだけでよろしいわけでありまして、あるいは三百八十円とみなせば給付も三百八十円で読みかえればよいというわけになるわけでありまして、これは理論的に仕分けをして、それで初めて相手手にしないといふつもりでやつたわけではないわけでございます。

○上原委員 いろいろわかつておつてのことだと思つたので、あまり突つ込みませんが、いずれにしても債権債務を含めて、円切り上げがなされなかつた段階で一ドル当たり三百六十円ですべて読みかえらうということであればいろいろ困難はなかつたと思つたので、結論的に言いますと、そこで、非法人団体の場合、たとえば、労働組合の預金とか、共済会、互助会の場合も対象になつていないわけですね。共済会、組合関係のこれは現実的に相当の損失を受けるわけなんです。労働金庫の場合だけを調べてみても、かなりの金額になります。約五十万ドル。この非法人団体の場合には、今後対象外ということ、一ドル対三百六十円ということに再考慮するということは全然やらないわけですか。それともその場合に、かりに預金だけを一ドル対三百六十円に読みかえするといふ場合は、もちろん債務についてもというパランスの問題でこれも考えておられるのか。その非法人団体からは相当要求が出ていふと思つております。その点どうなるつもりなんですか。

○山中国務大臣 これもやはり積み立てをした人たちが、そしてまたその貸し付けを受けておる人たちの間の問題であつて、先ほどちよつと触れたのですが、もし問題が残るとすれば、財団法人沖縄教職員共済会といふようなことになつておるようでありまして、人格なき社団として不特定——特定でありますけれども、金としては不特定多数の人のを集めた金で貸し付けに回つてない分の金が預託されておつたことに仮定した場合に、その金はチェックされておると思つてから、そういうものは問題としては残るかもしれない。しかし前提としては、やはりそういうものは、掛け金も、あるいは貸し付けを受けている人、あるいは給付を受ける人、そういうものも同じように、いずれかで読みかえれば済むことであるといふことのつもりでおるわけでありまして。

○伊能委員長 上原君に申し上げますが、総務長官は、健康上の食事の關係がありまして……

○上原委員 金融問題だけ、通貨問題だけですが、いずれかの読みかえをやるといふことは、三百六十円の読みかえもあるし、三百八十円でもいいというわけですか。私が伺つてゐるのは、たとえば、労働組合なり共済会として金を預けるわけでは、その場合は個人個人が対象になつていないわけですね。個人の貸借、債権債務なら、それは当然、三百六十でやる場合は三百六十でや

る、三百八でやる場合は三百八ということになる
でしようが、団体ということでは銀行なり労働なり
に預金をしてあるという際、これが三百八円にし
か読みかえにならないという、その団体そのもの
は約一七％の損失ということになるわけではな
い。もちろんその場合、三百六十円で見みかえる
場合は、その団体が借りているものも三百六十円
で債務は返さぬといふかぬと思うのです。それは一
ドル対三百六十円でやってほしい、またやるべき
だという要求が出てくるわけですから、再検討の
余地があるのじゃないですか。

○山中国務大臣 いま私が要請を受けております
のは、掛け金で積み立てた額の全額を認めるとい
う要請なのであります。いま上原委員のお話は、
それは違うんだ、そのチェックの時点において、
金融機関等においてその共済会なら共済会の名前
で預金していたものがあるはずだ、これは不特定
多数の組合員であつても、手持ちの通貨及び通貨
性の資産として認めるべきではないかという御意
見だと思ふのです。そこまでまだ話は煮詰まつて
おりませんが、私も先ほど来、問題があるとすれ
ばそういう点かなというところで答弁しているとい
うことでもあります。

○上原委員 ですから、そこをいろいろ調査の
上、あるいは御検討の上で、十月九日段階あるい
は現時点の——基準の期日は十月九日ということ
になるかと思ふのです。時点での対象外としてや
られてはいるわけですが、その点については再検討
をしてほしいというお立場でいまお答えのようにな
りかえらるるのですが、そのように受け取ってい
いのですか。

○山中国務大臣 これは私は再検討をしていいとい
う立場にはありません。それはすでに合意
を得てチェックをしていた範囲において、琉政と
の間に話を詰めたものについて大蔵省と折衝をし
て予算化したわけでありまして、いまここ
でさらに次々と新しい問題が提起されたら、それ
についてさらに考えようというについては、もう
少し現実的に、理論的に詰めた後でなければ、

ちよつと明言いたしかねると思ひますが、そこら
のところを田辺部長からちよつと説明させます。
○田辺政府委員 昨年の十月八日に緊急の立法措
置を沖縄でやりまして、九日に現地でチェックを
やりまして、十月八日現在個人の持つてゐる預貯
金と借入れ金との確認業務を目下沖縄側におい
てやつていただいております。その先般の措置を
とるにつきては、かなり以前からきわめて限
られた人間でございまして、琉政側の首脳部と
も密接に協議を続けてまいりました。

最初の経緯を申し上げます、最初の考え方は、沖
縄における債権債務、預貯金も含めまして債権債
務は、大ざっぱに言いますと、債権者がいれば債
務者もいるという形で相殺をされるべき筋合いの
ものであると思ひます。したがつて、ここに本
土から予算措置等を講じて特別の給付金を給
付する対象は通貨のみに限定すべきである、こう
いう考え方がかなり支配的であつたわけござい
ます。しかしながら、県民の長年の苦労というも
のを考えました場合に、今回のこの措置は、通貨
の差損を補償するという趣旨よりは、やはり県民
の長年の苦労に報いるということであつての補償
をすべきではないかということ、大蔵省も入り
まして三者間で猛烈に議論をやりまして、その結
果として、県民個人個人が持つてゐる預貯金だけ
はぜひとも確保しなければならぬではないかとい
うことで、ただし金融機関から借入れ金がある
場合には相殺をした、いわゆる純資産について給
付金の対象にしようという経緯でもつて対象範囲
を限定したわけでございます。

しかば、その他の法人とか非法人団体はどう
するかというところ、そのときに十分議論をいた
したわけでございます。一般的に申しますと、
団体法人は債務超過である。たまたま、それは場
合によりましては債権、資産が超過しているもの
もあるかもしれないけれども、そのいいところだ
けを拾ひ上げて処理するといふことはいささか不
公平ではないかという考え方もありまして、非法
人団体というものもあります、それは個人個人

の手を離れたお金である、やはり別個の人格なき
社団という組織を持つてゐるわけでありまして
から、これは個人に限るという趣旨からいいます
対象になり得ない、こういうことで、御承知のと
おり、琉球政府で提案され立法手続がはかられま
した緊急措置法には、「琉球住民あるいは永住を
許可された者」ということでその対象範囲が確定
してゐるわけでございます。

○上原委員 いま部長が説明することは私もわか
るわけですが、ここに行政主席が各金融機関に出
た文書の中に「預貯金の範囲」ということで「通
貨および通貨性資産の確認に関する緊急臨時措置
法」(一九七一年立法第一四二号)第二条に規定す
る、琉球住民、琉球に住所を有する日本国民およ
び琉球に永住する許可を得た者の総ての預貯金と
する。従つて地方公共団体、公社、金庫、会社等
法人格のあるものについては、その範囲外とす
る。こういふふうには当初から法人団体並びに非法
人団体というものは対象から除外されてゐる。こ
うなりますと、たとえば例をとります。労働組合と
か労働者が月何ドルか出して、互助会なり共済会
をつくつてゐる。確かに個人の手を離れたほかの
人格であるとしても、これは甚大な損失を受ける
のです。会社を運営して何か営利行為をやつて
いるという法人団体とは違ふ。だから私は、そ
ういふものについては再検討の余地があるのではな
いかということでも申し上げてゐるわけなんです
よ。さらにまた、沖縄・北方対策庁の長官から出
された文書の中にも、「権利能力なき社団等の取
扱について 権利能力なき社団等は、給付金受
給対象者外とする」という指示を琉政にも与えて
おるわけですね。これは営利団体とは違ひます
よ、互助会とか共済とか、私が言つてゐる非法人
団体というものは、労働組合だつて、労働組合費と
いふのを何ぼか出してたくわえてゐる。あとは全
部三百八円でしか読みかえしなれないとなると、一
方において債務の多い法人団体なり企業家はそれ
でいいかもしれない。むしろそのほうを得たとい
う人も現実的にゐるわけですね。この点については、

長官、もう一度御検討いただいて、現地の要望な
り、そういった該当団体の意に沿うように、何と
かひとつ再検討いただきたいと思ひますが、あ
らためて長官の御答弁を求めておきたいと思ひ
ます。

○山中国務大臣 これは私が全部責任を持つて答
弁いたしておりますが、実際上は、通貨の行政と
いふものは大蔵省の専管事項であつて、やはり大
蔵省の合意を得なければ、私といふことも何も手
触れられない、場合によつては答弁も範囲外であ
るという問題であるわけでありまして、本質は、し
たがつて、琉政、大蔵、そうして中間に立つ、沖
縄側の立場を十分くみ上げる立場の総理府という
ものが、最終的に煮詰めたものが、先ほど読み上
げられたああいう内容のものになつてゐるわけ
でありますから、先ほど申し上げましたように、理
論的にいまおつしやるような点だけを問題とされ
るならば、私も問題点の所在があるということば
認めます。しかしながら、この問題についてはす
でに合意された線で行つたものでありますから
ら、そのあとの問題として提起された問題を即答
いたすというところは、私はできないということ
を申し上げてゐるわけですね。

○上原委員 大蔵省との関係があるといふのは、
私も理解しますので、これ以上進みません。一応
この点で質問を留保しておいて、私がいま申し上
げたのはごく一例であつて、そういうた非法人の
組織の場合、いろいろな問題が出てくると思ひ
ます。したがつて、合意を見たといふのですが、
その点だけは確めておきたいのですけれども、政
府と琉政が合意を見てこつた措置をとつたとい
う合意ですか。大蔵と合意をしてといふことでは
ないか。

○山中国務大臣 本土政府と琉球政府の、先ほど
田辺君が言いましたとおり、限られた方ですが、
責任を持つてゐることで琉球政府と合意を見た
といふことでもあります。
○上原委員 そういふことを御答弁すると困るの
です。やはり琉政に責任あるかのようなことにな

りますので……。まあこれ以上申し上げませんが、いずれにいたしましても、先ほど来私が指摘をいたしましたように、早急に通貨を一ドル対三百六十円の旧レートというものを基準にして切りかえるというのが、いまの不安な混乱というものをなくしていく最上の策だとわれわれ見ておるわけですね。そういう面を重ねて、早急にその県民の意に沿うように所管大臣としての一そうお力添えを要望いたしまして、通貨問題についての残された部分はまたいずれ続けたいと思います。

次に、軍労働者の問題でお尋ねをしたいと思います。御承知のように、いま現地では、十日間のこれまでにない長期のストライキを全軍労働が起きて、間接雇用移行に伴う労働使間でまだ合意に達していない要求事項、さらに復帰を目前にして千六百二十九名の大量の解雇というものが新たに起っている。労働者が最終的に実力行使をやるというのは、権利であると同時にそれだけの理由が伴っているわけですから、幾ら施政権が現在及んでいないということであるとしても、もう復帰が目前である、また政府のやっている復帰準備とも密接にかかわりあっている以上、私はやはり、日本政府の立場でこの問題を、何とか労使が歩み寄る、あるいは合意できる、妥協のできる点を早急に見出していくべきだという気がするわけなんです。

そこでまず、問題は大きく分けて二点あるわけですが、新たに起された解雇問題について、一体、現地の米軍なり、あるいはアメリカ大使館なり米政府のほうから、日本政府に対して事前に相談なり通告なりがあったのかどうか、そのあたりからお尋ねをしたいと思うのです。

○古野政府委員 二月十八日発表されました千六百二十九名の大量解雇につきましては、事前にはわれわれにこの点につきまして相談はございませんでした。

○上原委員 そうしますと、現地米軍が発表後に日本政府はおわかりになったということだと思ふのですが、私も局長も全軍労働の代表と一諸にお会いしたので、その後具体的に解雇の問題をめぐって、あるいは間接雇用の移行問題、両方なんです

が、どういふ御折衝を外務省として米側とやっていらっしゃるのか。また現段階でストライキを続行中なんですから、それを何とかして早目に解決をしていくというアクションをとらねばいけないわけですから、そういう面、どういふ対策なりお話し合いをやっていらっしゃるのか、お聞かせいたしたいと思います。

○古野政府委員 まず大量解雇の発表につきましては、われわれとしても、先ほど申しましたように、非常に寝耳に水という気持ちでありまして、さつそく米側に對しまして、まず解雇を取り消してほしい、取り消し得ない場合にも少し発表を待つてほしい、そういうことを強く申し入れました。しかしながら、これに對しまして先方は、非常にこれは困難である、こういうことで、われわれに對しては、御存じのとおり、復帰までにアメリカ側としては基地及び軍の整理、縮小を行なっておるんだ、しかもそれに対して十分の予算がない。一方、復帰に伴いまして基本給の切りかえが行なわれる、そういうこともあって、米側としては解雇の発表の取り消しもできない、こういうことを申しておる次第でございます。その点につきましては、われわれはさらに先方に對しまして、いずれにせよ本件は非常に重大であるから米側として再考してほしいということを引き続き申し入れている次第でございます。

次に、三月七日から行なわれております現地におけるストライキの問題につきましては、御存じのとおり、米側は施設庁との間に一応話し合いをつけて、この暫定合意案につきまして、さらに施設庁といたしまして話し合いを続けてきておる次第でございます。その点につきましては、施設庁長官のほうからお答えを願いたいと思ふます。

○上原委員 施設庁長官はあとでたつぷり聞きますから、いまは外務省。解雇を取り消してほしいということを強く申し入れた、あるいは取り消しができないならばしばらく待つてほしいというように米側に言っ

たんだが、非常に困難で、予算措置がないとか基本給が復帰時点に上がるからというところのようなんです。現時点での見直しはどうなんですか。いまも折衝中ということですが、後ほど私はある程度具体的に提案もいたしたいわけですが、申し入れた日にはいつなのか、あるいはどのレベルでこの話し合いを持っていらっしゃるのか、そこいらも含めてもう少し説明していただきたいと思ふます。

○古野政府委員 申し入れは正式には私からスナイダー在米米大使館公使に對しまして二月二十五日に行ないました。見直しにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、先方は、非常に遺憾であるが、先ほど申し上げました事情によりまして、撤回は困難であるということでございます。しかしながら、わがほうとしては、重ねて撤回してほしいということをお願いしている次第でございます。なお、われわれはいたしましては、この問題は非常に重大であるからさらに再考してほしいということをお願いしております。先方もこの申し出を検討中であるということでございます。

○上原委員 大体推測できますが、アメリカ側が撤回できない、あるいは日本政府のそういった公式の申し入れに對して非常に難渋しているという理由は予算面のことだけですか。それとも間接雇用移行に伴って経費がふくらむということをおもな理由にしておられるのか。撤回をしない相手側の理由、あるいはまた日本政府が折衝してみても感じになった理由というのはいくつもののか、お聞かせをいただきたいと思うのです。

○古野政府委員 この点につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、復帰に伴いまして米側がその機能を縮小する。結局、基地も減らすし、人数もおいおい減らしていかねばいかぬ。しかも御指摘のとおり、復帰に伴いまして給与ベースの切りかえも行なわなければいかぬ。この意味で先方としては予算が十分でない。したがって、これははなはだ遺憾であるがやむを得ない措置である、こういうふうに説明しております。

○上原委員 機能は具体的にどう縮小されているのか、外務省として御存じの点を説明していただきたいと思ふます。

○古野政府委員 御存じのとおり、沖縄復帰に伴いまして、沖縄に對しましては安保条約及び地位協定が全面的に適用になる。したがって、アメリカが従来沖縄において行なっておった自由な軍事行動も制約される。御存じのとおり、いわゆる特殊部隊と称されておる一部の部隊も撤退せざるを得ない、こういうような事情が現に起きておるわけでございます。またベトナム戦線の縮小その他によりまして、補給活動その他に関連しておる部隊も次第次第にその機能を縮小しておる、こういうようないろいろ事情がございます。それから最も大きな事情は、御存じのとおり、われわれとしては基地の全面返還というようなラインで先方と交渉しているわけでございますが、そのうちの一部につきましては、すでに 그리스 トに載っており、人口稠密な地域ないしは工業開発に必要な地域、これらにつきましては基地の縮小、整理を要求しておる、こういうようなことでございます。また、基地も縮小しておる。このような事情で、それに伴う軍の労働者もそれだけ減少させざるを得ない、こういうことが先方の主張でございます。

○上原委員 アメリカ局長、これは労働問題、安保条約、地位協定、いろいろ御説明しているわけですが、わかりませんが、この議論はまたいずれいたしますが、あまりそこまで関連させぬのが得策じゃないかと私は思うのです。確かに今回の解雇の内容を見ますと、米政府の機構がなくなるというの、これは理解できないでもありません。しかし、いまおっしゃる特殊部隊がなくなる、あるいは基地の縮小に伴って返還をさせているというようなことをおっしゃっているんです。が、解雇される方々が所属している部隊がなくなるというの、これは米政府だけなんです。CSGにし

たつて、事もあらずに五月の十四日に五百八十八人解雇をするというを出しているんです。ほんとうにこれはもう当てつけみたいなことをやっている。しかもそのCSGという部隊は解雇されない。何も基地の縮小にもならぬし、機能の縮小でもないのです。私はそういう議論は、いずれ予算委員会なりでもって基地問題と関連させていたしますが、きょうはそこまで深入りいたしません。ですから、いま局長がおっしゃるような中身ではないのだ。第二種の場合だって、クラブ関係はほとんど三分の一に人員を削減している。その大きな理由は何かというところ、アメリカの奥さんたちあるいは学生をパートタイムに雇って合理化をしているわけなんです。軍人、軍属は現時点でそれほど減つたということでもない。将来のことはいろいろあると思うのです。そういう意味で、どういう申し入れをしたか。

喜んで復職を迎えるとかいふことを言っているが、五月一日から十四日までほとんどが解雇になる。こういうことに対して、日本政府として初めて撤回を申し入れたということですが、そのことの前の向きは姿勢は私は了解をいたします。少なくとも私の提案として、全面撤回というのはこれまでのいきさつからしても動けないでしょう。だがしかし、五月十五日に復職をやるというのに十四日に千名近くの労働者が切られる、これじゃ何のための復職かというところは当然出てくると思うのです。そういう意味で、少なくとも五月一ぱいこの問題についての再検討をやるということ。それに伴う措置としては、日米両政府で話し合ってみて、どうしてもだめという場合には、日本政府としても、復職を迎えるという段階においては、過去にも何らかの措置をとった例があると思うんです。ただ、あとで防衛施設庁にお尋ねしますが、もう少し考えていた方がいいと思うのです。その点について、時間もないようでお尋ねをさせていただいて、次に防衛施設庁にお尋ねしたいと思うのです。

○吉野政府委員 ただいま上原先生の御指摘の点は、われわれもいたしまして、先方に対してはまずで説明いたしまして、翻意を要請している次第であるわけでございます。一部にはあるいは多少調整の余地があるかとは思いますが、これについてわれわれは楽観できない状況でございます。しかしながら、なお先生の申し述べられた線に沿ひまして先方に対し強く折衝いたしたいと思ひます。

○上原委員 こういうことをやるくらいなら批准書も交換しないというぐらゐの姿勢を示してくださいよ。全く踏ん張りつたりです。復職の時点まで、通貨は施政権を握っているということではない、おまけにアメリカ側は、持っている通貨まで三百六十円で読み変えなさい、そんな虫のいい話をいつまでもアメリカに言わす必要はない。あまりよくない言ひ方ではないですが、解雇も事前通告がなかったというのは、すべて頭越しじゃないですか、小さいことから大きなことまで。それは外務省の姿勢が弱いからなんだ、私に言わせると、撤回しないぐらゐなら絶対に批准書も交換しないというぐらゐの折衝をやつていただきたというところを強く申し上げたい、これが何らかの前進、われわれが納得いく線がないと、防衛庁関係の法案はわれわれも絶対通さぬです。

次に施設庁にお尋ねしたいのですが、間接雇用移行に伴う問題で、現在どういふ点で全軍労働者関係者と合意点に達していないのか。また、今後の政府の方針というものをまずお聞かせをいただきたいと思ひます。これまでのいろいろなこと、いささか等はある程度知っていますので、現時点のこと、今後どうすべきなのかという点で……

○島田(豊)政府委員 間接雇用移行措置につきましては、昨年来、米側と外交チャンネルを通じて折衝いたしまして、一応一月の末に仮了解に達しましたので、二月二日から全軍労働者の諸君と折衝を続けてまいっておるわけでありまして、数次にわたる折衝を行なつてまいりましたが、今

日の時点におきましてまた妥結に至らない。いろいろな給与上その他の条件で、沖縄の場合と本土の場合とで相違がございますので、いろいろ問題がございますけれども、今日の時点で大きな問題として残つておりますのが、一つは基本給の問題、いま一つは保障語学手当の問題、それから夜勤手当の問題、この三つの問題であります。

基本給につきましては、復職日の前日におきま基本給に定期昇給の待機期間による計算を加えた合算額に所要の調整を加へまして、そして俸給表の号俸を決定する、それに基づきまして諸手当もきめる、こういうことでまいっておるわけでございます。現在の沖縄における従業員の給与の切りかえにつきましては、現地の従業員のの方々の御要望は、勤務年限というものを加味してほしいというのが非常に強い御要望でございます。

それから保障語学手当につきましては、従来四五割ぐらゐの方々が語学手当を支給されておりますけれども、本土に切りかわりますれば、語学手当を必要といたしません職種というものをますます増まして、その職種に従事する方々に一定の語学のテストをやりました、そのテストの結果に基づきまして語学手当を支給するというところでございまして、その間におきまして差異があるということ、これは現在保障語学手当をもらつておる人たちのその他の諸手当の基礎になりますので、これをひとつ従来どおり維持してほしいというところが問題でございます。

それから夜勤手当につきましては、御承知のとおり、本土の場合におきましては、二十二時から五時までの間は二五割の夜勤手当がつきますけれども、沖縄の場合におきましては、十八時から翌朝の五時までの間の勤務時間につきまして、その勤務割当ての大部分が十八時以降である場合には一〇割、二十二時以降におきましてはさらに一〇割、こういうことでその間に開きがございまして、従来のような制度をそのまま維持してはしい、こういう御要望でございます。

そこで、この問題につきましては、米軍側としては、給与、手当を含めまして全体として処理したいということでございます。個々につきましては、そういうふうな本土の場合と沖縄の場合と若干の相違がございますけれども、それを全体として解決したいということでございしますので、現在その全体、一つのパッケージの中におきまして、個々の問題をどういふふうな処理すべきかということについて、いろいろわれわれとしても検討いたしております。われわれのいろいろな案につきましては、いまだ外交レベルを通過して米軍と折衝いたしておる、こういう段階でございます。

○上原委員 これとの関連がございしますので、ちよつと総務長官にお尋ねしておきたいのですが、琉球政府の公務員の場合の給与調整というのは、やはり公務員であった勤務年数というものは、加味した形で号俸調整というのがなされていると思うのですが、間違いないですか。

○山中国務大臣 そのとおりでございますが、それを前提にして、作業は人事院がやっております。

○上原委員 次に、長官の発言の中で、駐留軍労働者の場合と同様の雇用形態への円滑な移行をはかるべく目下関係省庁において所要の準備が進められていくということですが、いわゆる同様の雇用形態というのは、ただ制度を間接雇用にするという政府の基本的考えなのか。非常に抽象的で、直接の作業は防衛施設庁でお進めになっているかと思うのですが、私が全軍労働におつたところから、復職前にもやりますという、だいたい期待もしたのですが、とうとう今日の事態まで来ているわけですね。担当大臣というところで関係がありますので、本土と同様の雇用形態という中身について長官はどういう立場なのか、これからの議論を進めていく上でちよつと聞いておきたいと思うのです。

○山中国務大臣 これは坂村報告に対して担当大臣としての所信という形で答えたものであります。でありますから、私の専管事項であればいろいろあいまいな表現はしなかつたと思うのであり

ますが、実務は実際上防衛庁に移してあります。私としては、所管大臣の責めを逃げるつもりはございませんので、したがって私自身としては、沖繩担当大臣として、それらの調整を行なっている役所に対して、事実、具体的にいろいろと私の立場からの助言、進言をいたしております。

一例をあげますと、私の乏しい常識であります。沖繩の閣僚雇用形態になっております中の、たとえば一例をあげればミルクラブラント、こういうところの職員の人たちは、ほんとうであるならば沖繩では直接雇用となるべきものであり、労働提供の沖繩側から言うならば本土政府の直接雇用ということになります。そういう範囲に入ると自分は思うので、そういう点を、現在四種であるからといって、そのままではなくて、やはり本土と実態が合うように取り扱うようにということなども、これは一例であります。私の乏しい知識の中で沖繩の実情を見て、これはこうしてあげなければいけないなと思うものは、これは防衛施設庁長官と防衛庁長官両方含めて江崎大臣にも私がたびたび言っておりますので、そういうことも踏まえながら、表現としては文書の中で皆さんのお手元に配るのに、私の決定すべき事柄でないことにそれ以上立ち入ることができなかったということ、御了承いただきたいと思っております。

○上原委員　そこで、施設庁長官あるいは次官にお尋ねいたしますが、皆さんが一月の下旬に合意をしたというこの仮合意書、これはあくまで仮合意というものですから、修正もできるといふふうにならねば受けてはいただけませんが、しかし、これまでの全軍労働者あるいは私が政府の関係者と合意している話し合いの中からは、これはテンタイプのものではなくて、すでに本式なバーマメントの合意契約書になっている感じを受けるわけですよ。こういう合意を事前にやったがゆえに、日米間の話というものが全く前進をしない。もうワクははめられてしまっている。きまつた予算の中でやりくりしようとしたって、先ほど長官が説明なさるような問題というのは、解決できない

くなっているんじゃないかと思うのです。これは日米間にはどういふ拘束力を持つんですか。これは絶対的な合意ですか。修正申し入れの権限というのは日本政府にはないのですか。

○島田(豊)政府委員　この間接雇用移行問題の処理につきましては、やはりまず日米間で考え方を一応調整いたしまして、そしてそれに基づきまして地元の住民の方々と折衝をして、そしてそこから出てきますところの各種の意見、要望をさらに日米間の折衝の中に反映をしていく、こういう順序をとったわけでございます。これは合意ではございまして、これがもちろん日米間で最終的にきめられた全動かしがたいものであるというものは考えておりません。ただ、一月末に至りますまでの間におきましては、米側としては、予算その他の問題も十分勘案しながら相当詰めた問題でございまして、それは簡単に大きく変更するということとは考えておられない。したがって、今後の折衝におきまして、米側の壁というものはやはり相当厚いというふうに見なければならぬと考へておりますけれども、しかしながら、これは全く動かしたいというふうなものではないというふうに私は私どもは考へておりました。今、組合側の皆さん方の御要望についても、何とかこれについてさらに米側と再調整できないかというところで、いま鋭意、協議、努力をいたしております。

○上原委員　時間がだいぶ迫りましたので問題点をしぼりますが、要するにいま相違点になっている点は、先ほど長官説明しておりましたように、まず基本給の調整でしょう。公務員の場合は、公務員であった期間、勤務年数というものを全部加味して経歴なり、先ほど説明あったんですが、いろいろ具体的に見て給与表を号俸まで含めて調整している。当然勤務年数というものは加味されるわけですよ。しかし、いま皆さんが日米でやろうとしておられることは、軍雇用員に限っては勤務年数に全然除外、給与表の調整の対象にならない。現

在百ドルもらっている人は、百ドルというものを基準にして本土の給与表にならそうとしておられるわけでしょう。これじゃ、とてもじゃないが納得いかぬと思うんです。まずそれが一つ。やはり号俸調整において加味をやり、していただきたい。

一〇〇％できない場合も、いま全軍労働者具体的に調整している、せめて何号俸だけは調整してくれ、調整すべきだ、これは私は何も筋の通らない話じゃないと思うんです。本土並みの雇用形態ということであるならば、当然そういうものを考えるべきだと思ふんです。語学手当の問題にしても、沖繩のあいまい特殊な職場環境において語学手当というものが創設をされた。一〇％ないし二〇％がついている。しかし、本土の制度をそのままはめると漏れるのが出てくるし、再試験をするとかいろいろな問題が出てくる。夜勤手当もそうでしょうが、職場の環境に応じてそういう制度というものができてきた。そこはもつと考へて、組合の要求というものをアメリカ側に納得させる。決してむだな要求をやっていると思わないで。決すから、公務員の場合はそういうふうになりながら、公務員に準じる制度をとる軍雇用員の場合、金の出しどころがアメリカからということ、差別的な取り扱いをするということには、労働組合なり労働者の側から合点がいかないと思うんです。またアメリカ側だって、それに対して、ただ予算がないということでは済まされる問題じゃないと思ふんです。

わすかそういつたものが調整ができないがゆえに、あけて困難の中でストライキを十日間も打たす。労働者で十日間のストライキというところになりますと賃金カットですよ。そこまで追い詰められて決意せざるを得ないという、通貨問題を含めての沖繩の立場というのに対して、私は、皆さんがやっていらつしやるいろいろな努力について評価をし敬意を表しますけれども、この問題何とか解決をさせていただきたいと思ふんです。

そこで時間もありませんので総務長官にも重ねて要望ですが、これまで間接雇用の問題を含め

て、いろいろ直接、間接に携わってきた大臣という立場で、全軍労働者が要求していることは理の通った要望だ、要求だと思ふんですが、そういう面でも政府が、外務省も総理府も、そして防衛庁も、ほんとうに三結合の立場でやっていたら、アメリカ側がどうしても通さぬというならば、それだけの姿勢は示していけないじゃないですか。この際、復帰というものを控えて、早急に問題が進展をする対策をとっていただきたいということ、できるだけこうしていきたいという政府の姿勢なりをぜひこの際明らかにしていただきたいと思ふのです。

○山中国務大臣　軍労働者の復帰後の間接雇用への移行の形態並びにその際の賃金の計算方式その他については、防衛施設庁のほうで専門にやっております。その作業に問題点がどこにあるかについて具体的に私は私も承知いたしておりますが、先ほど来取り上げられておるような公務員になされておる措置というものが、できるならば軍労働の人たちが全駐の身分に移り変わる際に保障されるような米側との折衝ということ、私のできる範囲において援助したいと思ふ。

○上原委員　これとの関連で四種の問題についてもお尋ねをしておきたいのですが、先ほど総務長官のお答えでは、たとえばミルクラブラントの場合切りかえる。これは本土においては間接雇用、MLCに入っているわけですね。にもかかわらず沖繩ではなっている。これは当然間接雇用にするべき問題であって、別にその問題はないとわれわれ見ているわけですが、要するに先ほどの第一種、第二種の問題を早急に解決をしていただきたいというところ、現在の四種雇用員の身分の変更についても、もっと積極的に対策をとるべきだということとなんです。確かに実態を見ても、一〇〇％全部間接雇用に移行されるという筋合いの職種でない、あるいは職場でないということも私は理解をします。わかります。しかし、部分的に相当数が間接雇用に移行すべき性質のものであるという

間接雇用に移行するべき性質のものであるという

間接雇用に移行するべき性質のものであるという

間接雇用に移行するべき性質のものであるという

間接雇用に移行するべき性質のものであるという

間接雇用に移行するべき性質のものであるという

間接雇用に移行するべき性質のものであるという

間接雇用に移行するべき性質のものであるという

ことも、また指摘できると思うのです。ですから、せんだってわれわれの要望書の中でも言っておりますように、雇用の実態を調査の上でできるだけ間接雇用に切りかえること、そして間接雇用への切りかえがでない第四種の雇用員については、これは前から問題になっていることなんです、これは前から問題になっていない、あるいは労働法の適用法が適用できない、あるいは労働法の適用法というところで、法理論上そうなるかも知れませんが、いまの四種雇用員の実態というものを考えた場合に、それだけでは片づけられない問題があるわけですね。離対法そのものが特別措置法であることもわかるのですが、その中でさらに特別的な取り扱いというものもやるべきだと思うのです。

具体的に言うと、アメリカ側の責任において解雇をされる者については継続的に特別給付金を支給するとか、そういう点ぜひあわせてやっていただきたいというところ。そして当面は何と云っても、十日間のストライキというものが、労使の歩み寄りをききよう、あす、あるいはこの十日間の以内にでも見て、労使の摩擦というものを最小限に食いとめていく。その努力は、外務省も防衛庁も、先ほど大臣の決意もございましたが、ほんとうに三者腰をあげてやっていただきたいというところを強く要望いたしておきたいと思うのです。

○島田(豊)政府委員 この四種問題はたいへん私どもとしても関心を持っておりますが、実際の処理につきましてはなかなかむずかしい問題でございまして、確かに御指摘のように、かつて一種、二種であつて、米側の事情によりまして四種に切りかわる、そのために退職手当等の処遇が非常に格差が出てくるということで、これにつきましても、全軍勢のほうからも強い要望もございまして、かつて一種、二種であつて四種に切りかわつた者は、やはりこの間接雇用移行時に、一種、二種といひますか、MLCあるいはIDA等の適用下に置いてほしいという御要望、これは私どもも十分わかるわけでございます、それにつきましても、いま米側とも外務省と一体になりま

して折衝いたしておるところでございますが、何ぶんにもこういう労働需要の充足方法というものを決定するものがアメリカ自体でございまして、アメリカ自体が、この種の問題につきましても、今後とも引き続き請負制度のもとにおいて処理したいという強い希望を持っておりまして、なかなかこの折衝も実は今日まで難航いたしておるような次第でございまして。

四種問題は、実は防衛施設庁の固有の問題でございせんけれども、確かに非常に多くの問題を内在いたしておりますので、今後とも、外務省その他関係機関とも密接に連絡しながら、何とかそのうちの一部でもそういう間接雇用の制度下に置くことができないかどうかということについて、いま鋭意交渉し努力いたしておるところでございます。

○上原委員 結びとしたいわけですが、その前に総務長官に、沖縄振興開発特別措置法の中で、沖縄失業者求職手帳の発給、労働者の雇用安定ということがあるわけですが、この基地関係の問題との関係において特免業者の問題、これもまだ表面には出ていませんが、いろいろ要求が出てくるわけですね。このことについても、四種雇用の問題との関係、あるいは間接雇用移行の問題との関係において十分問題になりますので、政府としてぜひお取り計らいをいただきたい。エクステンション・コンセンサス・ナー関係の業者、これもお調べになつて早急に対策をやらないと、次から次に問題が出てくるということをききよう指摘しておいて、また後ほど中身には触れていきたいと思うのです。

そこで、外務省と防衛施設庁ですが、いまお答えになつたようなことでは、解雇の問題と間接雇用移行に伴う組合側の要求、あるいは米側の意向、日本政府、三者の合意というのがなかなかむずかしいと思うのです。もちろん大臣がやれば事がすく片づくということには私は考えませんが、少なくともこの際、外務大臣なり防衛庁長官なり総務長官という最高クラスが、この問題に

ついて解決することをアメリカ側に、個々にでもあるいは共同でも申し入れる、そのことをやっていただきたいのです。その約束はできますか。

○山中国務大臣 私が直接米側との外交ルートと接触することはできないと思ひます。しかしながら、防衛庁、外務省という立場では、それぞれアメリカとの折衝の問題として当然なルートがあるわけでありまして、それらの両大臣に対しては私からもいままでも言つておりますし、これから沖縄側の意見を、きょうのあなたの質疑の内容等も参考にしながら、私の担当大臣としての責めを果たしたいと思ひます。

○上原委員 政務次官どうですか。この問題は大臣クラスまで上げて――一緒に外務省も御答弁してください、時間が来りましたので。

○野呂政府委員 いま沖縄担当大臣の総務長官から御答弁がありましたように、帰りまして、さつそく防衛庁長官にも申し上げて、相手のあることでありまして、当然所管事項としては防衛庁が担当いたしておりますけれども、外務省とトッブ・クラスで十分問題点の解明につとめて大いに折衝し、御期待にこたえなければならぬ、かように考えております。

○古野政府委員 いま沖縄で起きておるストライキの重大性はわれわれも非常に認識しております、何とかしてこれを円満に解決したい、こういう気持ちから、すでに福田大臣に対しまして、いろいろ問題点を御説明申し上げております。したがつて、先ほど山中長官も答へられたラインでひとつやっていただきたいとわれわれも考えております。

○上原委員 一応時間が来しましたので、あと残された点につきましては留保をし、また後ほどいたしたいと思ひます。

○伊能委員長 次回は、来たる十四日、火曜日、午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十分散会

昭和四十七年三月二十二日印刷

昭和四十七年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局